

経税部だより

診療報酬債権の譲渡は慎重に

顧問税理士 林 明

いまさら言うまでもないことですが、医療機関が社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会から受取る診療報酬は請求の締切り月の翌々に振り込まれます。医療機関の資金繰りを楽にしようと思えば、もちろん、収入がふえることが一番でしょうが、手っ取り早い方法はお金を借りること、あるいは診療報酬の早期資金化です。

いま、医療機関で広がりを見せつつあるのが、上記の診療報酬債権を金融機関に譲渡しその対価を請求した月に医療機関が受取るという金融スキーム(手法)です。全体のスキームは、図1のとおりです。一般的に売却債権を買取って、元の債権者に代わって債権の回収を図ることをファクタリングと呼んでいます。

たとえば三菱UFJリースでは「診療報酬ファクタリング」として次のような説明をしています。「お客様は社会保険診療報酬支払基金(社保)・国民健康保険団体連合会(国保)から約2カ月後に受取る診療報酬の通常8割相当分を、本スキーム利用により社保・国保へのレセプト提出期日より最短5営業日後(前払額)に受取り、キャッシュフローの改善を図ることができます」

ただし、医療機関が実際に受取る金額は請求した診療報酬の8割相当分から割引料を差引いた金額です。一般企業で見受ける手形の割引によく似たものです。この「診療報酬のファクタリング」というのは診療報酬を担保にお金を借りたのと同じことです。

しかし、診療報酬の割引率は市中銀行が通常の手形を割引く時の割引率に比べて高い率に設定されています。三菱UFJリースではありませんが、ある大阪のこのスキームを利用している医療機関での割引率は年率に換算して9.9%という高率でした。一般的には20%程度ともいわれています。

診療報酬は、ほぼ100%貸倒れのない債権です。それにもかかわらずこれだけの高率の割引料が稼げるとなると金融機関にとってはこの診療報酬ファクタリング市場は「魅力的」な市場に違いありません。

そもそもこのようなスキームの源流はアメリカの「MARS診療報酬請求権」という投資商品だといわれています。アメリカでは診療報酬だろうと営利企業の債権であろうと、その区別なく金融商品として投機の対象にしているわけです。このような発想が日本にも持ち込まれ、診療報酬ファクタリングやあるいは流動化と呼ばれる手法が誕生したわけです。このような手法が本来、医療機関の経営に馴染むのか疑問になるところではありますが、厚生労働省が規制にのりだす気配は今のところありません。

社会保険診療報酬支払基金によりますと2009(平成21)年度の診療報酬債権譲渡件数は月平均4479件(医科1293件、歯科1240件、調剤薬局1885件)で年々増加傾向にあるということです(表1)。また、歯科の割合が多く占めていることも注目すべき点です。

確かに資金繰りの苦しくなった医療機関にとってこ

表1 診療報酬等債権譲渡関係にかかる譲受人状況(件)

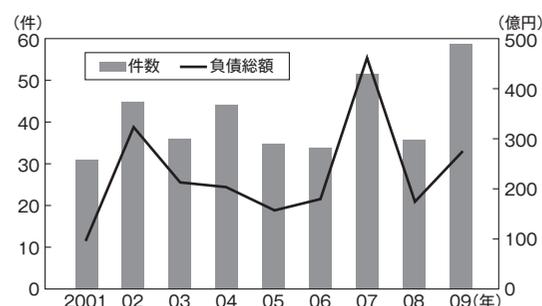
	2006年	2007年	2008年	2009年
医科	1185	1187	1209	1293
歯科	1252	1209	1230	1240
調剤	1587	1593	1773	1885
合計※	4024	3989	4212	4479

※合計から「訪問看護ステーション」は省略。数字としてはわずかであることと2008、2009年の数字しか得られていないため。

の診療報酬の譲渡は一時的な緩和策として有効です。しかし長続きはしません。しかも、この診療報酬債権の譲渡とはいうものの、実質は金融機関からの借入ですから、医療機関の経営状況をみて金融機関が資金の回収にまわることもあります。

『日経メディカル』2010年3月号はスペシャルレポート「診療所の倒産、じわり増加中」としていくつかの医療機関を取上げています(図2)。

図2 医療機関倒産の年次推移



注) 東京商工リサーチによる。歯科医院を含む。

(出典:『日経メディカル』2010年3月号から)

そのなかの一例を紹介します。八尾市のある医療法人は2009(平成21)年4月に破産手続きの開始決定を受けました。負債総額は24億円ということです。

破産の直接の要因は2007(平成19)年に5億円をかけて診療所を新築移転に投資したことが過大投資となり、資金繰りが悪化したことでした。

2008(平成20)年には早くも金利やリース代の支払いが遅延する事態となり、資金計画を練り直すようになりました。しかし、診療報酬債権の譲渡先である昭和リースが2009(平成21)年に入り「経営が悪化し、またはその恐れのある相当の理由がある」として資金の回収に着手し、その医療機関は2009(平成21)年2月の給与の支払いができなくなりました。そして終に4月破産となってしまいました。

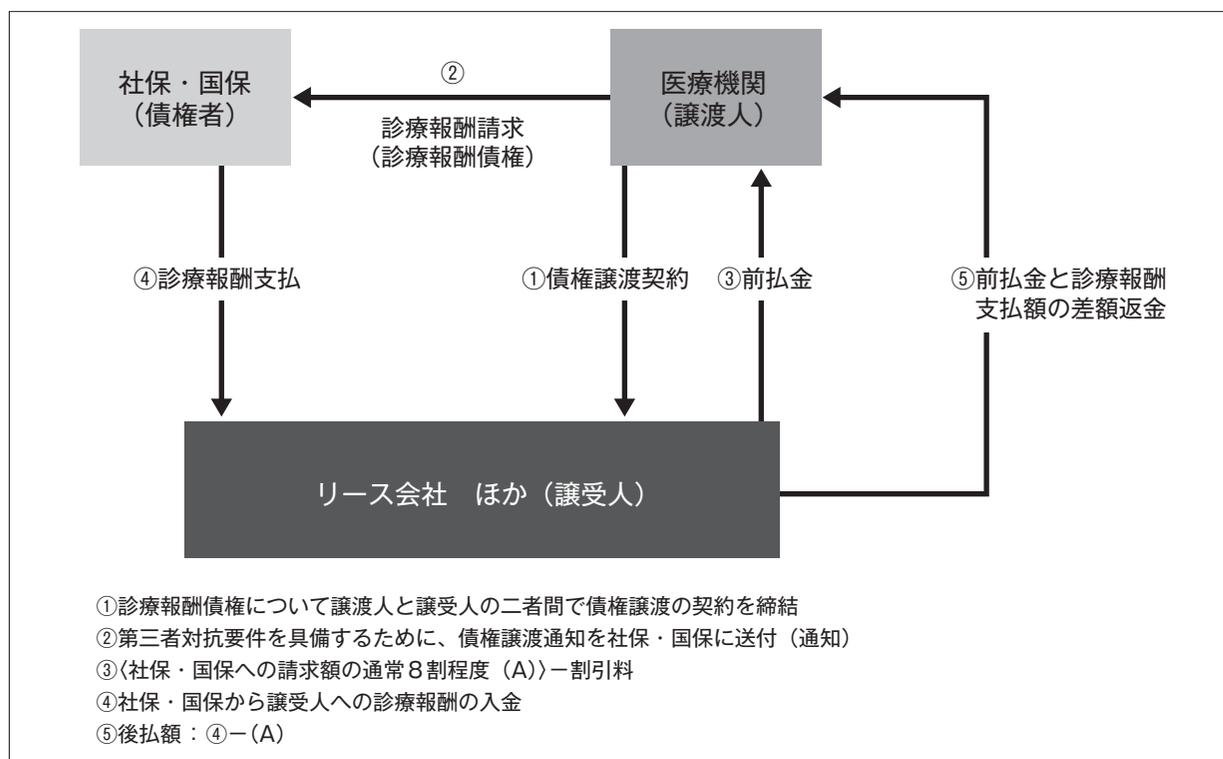
医療機関の破綻は地域の住民にとって自分の命に関わる問題です。医療機関が金融資本の餌食とならないような一定の規制が必要ではないでしょうか。

また、本来の医療機関としての経営改善なくして、医療期間の経営の安定は図れません。

診療報酬の譲渡を検討するにあたっては、一時的な思惑にとらわれず、計画的で慎重な検討が必要です。

月刊保団連7月号(7月15日付機関紙同封)論考「診療報酬債権譲渡」の危険性を問う(P40~)もご参照下さい。

図1 診療報酬債権譲渡のスキーム



今年もやります! くらしと医療の一大イベント

Osaka Medical & Dental CO-OP
33th 協同組合 まつり

2010.10.9 ± 10日

9日/10:00~19:00 10日/10:00~17:00

at **マイドームおおさか**

空くじなし!
全員に
チャンス!!

お楽しみ **大抽選会**

- 医療用ITコーナー ● 歯の無料健康相談コーナー
- 健康度チェックコーナー ● 大阪の地酒11蔵めぐり
- 箕面地ビール販売 & 生ビール販売

Special STAGE **桑名 正博 コンサート**

ミケランジェロと対話した日本人写真家 **増浦 行仁 写真展**

住まいのエリア

激安! **大特売場**

各種機器、医療器材などをまつり価格でご奉仕します!

- 医薬品コーナー ● 医科コーナー
- 歯科コーナー ● 生活関連



ハーモニカ演奏
 クロマチックハーモニカ
 2010 グランプリ受賞
南 里沙

※イベント・展示等は検討のため変更される場合があります。※本年度の「組合員交流ステージ With you LIVE」は休止させていただきます。